

請 原 情 陳 參 考 資 料

平成30年11月29日

商工労働部



陳情（新規）

雇用人材局雇用政策課

陳情（新規）				受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年 - 26 (H30. 11. 14)	商工労働	外国人技能実習生制度 はじめとした、外国人雇用 の労働実態の適正化に係 る意見書の提出について	【国の法制度等の変遷】	・昭和 56 年 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(入管法) 及び出入国管理制度により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとする者」との文言が追加された。 →出入国管理制度に「本邦の公私機関により受け入れられる指針」(法務省告示)	・平成 5 年 「技能実習制度に係る出入国管理制度の取扱いに関する指針」(法務省告示) →外国人研修制度で一定水準以上の技術等を修得した外国人は、研修終了後、企業と雇用関係を締結した上で生産活動に従事し、研修で修得した技術等をよりスキルアップできることとなった。	・平成 22 年 入管法に在留資格「技能実習」設定 →從来は研修とされた期間を技能実習 1 号、特定活動（技能実習）とされた期間を技能実習 2 号として、1 年目から実務に従事する期間は労働関係法令が適用されることになった。 ・平成 29 年 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 →技能実習の受け入れ期間が最長 3 年から最長 5 年に延長になるとともに、受入団体や企業を監視する監督機関「外国人技能実習機関」が新設され、受入団体の設立が届出制から許可制となる等の改正が行われた。	【鳥取県の現状】 ・鳥取県で就労する外国人は、平成 27 年 1,798 人、平成 28 年 2,109 人、平成 29 年は 2,324 人と、増加傾向にある（鳥取労働局、各年 10 月末）。 ・平成 29 年は外国人技能実習生が 1,314 人（57%）を占め、国籍別ではベトナム人が 724 人（31%）と最多となっている。 ・県内の技能実習生に係る労働基準法違反は、書類送検されたものが、平成 27 年はゼロだったが、平成 28 年 3 件、平成 29 年 4 件と継続的に発生している状況である（労働基準監督署公表）。
【陳情の要旨】							
<p>外国人労働に係る違法残業や賃金未払いなど法令違反が多発していることを踏まえ、国において事業者に対する監督強化や労働基準法の周知徹底、外国人就労者に対する相談窓口の強化、ガイドブック等による労働者への啓発等がなされるべきことについて意見書を提出すること。</p>							

【県の取組】

- 1 外国人就労対策会議の開催  
県内における外国人就労者が増加傾向にあることから、高度外国人材や技能実習生、外国人定住者等を含めた外国人就労について検討する「外国人就労対策会議」を今年度 2 回開催し、現状及び課題、今後の施策等について検討を進めている。  
※構成員：鳥取県中小企業団体中央会、（公財）鳥取県国際交流財團、鳥取県行政書士会、ジェトロ鳥取事務所、日本労働組合総連合会鳥取県連合会、鳥取市、境港市、日南町、鳥取労働局、鳥取県警察本部
- 2 相談機関の設置  
入管法の説明や、外国人の募集や採用での留意点など、外国人雇用に関する相談を受け付ける外国人雇用サポートデスクを平成 30 年 1 月に開設した（鳥取県行政書士会への委託）。平成 30 年 1 月から 10 月末までに、計 20 件の相談を受け付けた。

		<p><b>3 国への要望</b> 適切な技能実習の実施や新たな在留資格の周知徹底、外国人労働者定着に必要な受入環境整備、相談窓口の設置、日本語学習の環境整備等について、今年7月に国へ要望を行った。</p>
<b>4 外国人就労に関するアンケート調査</b>		<p>※県による調査／調査時点：H30.7.1／郵送方式／回答数：企業62社、就労者128人        ・「日本語の習得レベルが低いこと等により、業務上の困難が生じている」とした企業は23%、「通院への付き添いなど対応に労力を要する」とした企業は45%にのぼった。        ・企業が行政に期待することとして、「日本語を教えてもらう場所の増設（34%）」、「社内で日本語学習を実施する経費の補助（24%）」などへのニーズが高かった。</p>
<b>5 外国人支援施策リーフレットの発行</b>		<p>企業向け、外国人就労者向けに分け、支援策をまとめたリーフレットを作成（平成30年9月）。        ・企業向け：15,000部発行。商工団体や監理団体等を通じ、企業に配布。        ・就労者向け：5か国語（英語、中国語、ベトナム語、フィリピンのタガログ語、日本語）で作成。        2,000部発行し、企業や国際交流財團等を通じ配布。国際交流財團ホームページにも掲載。</p>
<b>6 今後の取り組みについて</b>		<p>・外国人留学生を対象とする合同企業説明会や外国人活躍に取組意向のある企業を対象とした高度外国人材活躍企業の見学会等を開催する予定。        ・政府が創設を目指している新たな在留資格への対応については、国の動向を見ながら検討していく。</p>